

(別添2)

市町村民税へのみなし寡婦(夫)適用フローチャート

みなし寡婦(夫)に該当するか？

(条件:男女それぞれ各項目全てに当てはまる場合は該当)

女性

未婚の母である

扶養親族(合計所得金額38万円以下)又は生計同一の子(総所得金額等が38万円以下)がいる

男性

未婚の父である

生計同一の子(総所得金額等が38万円以下)がいる

合計所得金額が500万円以下である



該当しない

寡婦等控除適用なし



該当する

合計所得金額は125万円を超えているか？



125万円以下である

市町村民税非課税とみなす



(女性)
超えている



(男性)
超えている

特別寡婦に該当するか？

(条件:各項目全てに当てはまる場合は該当)

扶養親族である子がいる

合計所得金額が500万円以下である



該当しない

26万円 × 市町村民税率
を税額から控除
(市町村民税率6%の場合は
26万円 × 6% = 15,600円
を控除)



該当する

30万円 × 市町村民税率を税額から控除
(市町村民税率6%の場合は30万円 × 6%
= 18,000円を控除)